

# 戦国魏政権の派閥構造

好並 隆司

## 目次

- 序  
I 文侯政権の二重構成  
II 文侯期の師友集團  
III 文侯期の臣僚集團  
IV 惠王期の政権構造  
V 結びに代えて

## 序

戦国期は周代以来の血縁ないし地縁的秩序が春秋期よりも一層、弛緩・解体をたどって、やがて絶対的な権力をもつ皇帝の支配秩序形成に帰結していく過渡期にあたっている。この皇帝という新しい君主権力の成長は古いものを切り捨て、直線的に進むのではなくて、古い権力の継続とその脱皮との関連のなかで出現してくるとおもわれる。それゆえ、戦国期という過渡期の実体はきわめて複雑であり、新旧勢力の激しい衝突が単純な形でなく様々な装いのもとに現出してわれわれを惑わせる。しかしそうした混沌のルツボは新しいものの予兆であって、その探究

はひきつづく皇帝権力の性質を始原的な形でわれわれに示してくれるはずである。本稿では右、過渡期権力分析の手がかりとして戦国魏を対象として試論してみよう。とりわけ、魏国については楊寬氏が、その著『戦国史』において、「戦国初期にあって、魏は文侯の時に政治改革を完成して、当時、最強盛の国家となつた」と述べているのである。もし氏のいう主張が正しいとすれば、改革を完成した国家が何故、皇帝制をとりえないのか、或は何故に最強國家が天下統一を果しえないのかがただちに疑問として生じてくるのである。本論がその解答を明示することはむつかしいけれども、氏のいう文侯時の政治改革の内容がいかなるものか、またどの程度の改革であったのかなどの論点にはいささかの答えがだせるのではないかとおもう。

## I 文侯政権の二重構成

戦国魏の史料は一般的に乏しいが、それらの断片をつなぎあわせて整理すると、文侯のもとに集った人たちは二つに区分して考察できるとおもう。

その集団の一つは文侯の弟、季成を中心にしているト子夏、田子方、段干木、堵師賛らの成すものであり、他の一集団は翟璜、という人をかなめとして集った李克・西門豹・樂羊・屈侯鮒・吳起ら一連の人材である。この二つの集団が文侯政権においてどのような位置を占めているかをまず考えてみよう。

前提として二つの集団の結集点にある文侯の人物像をみておきたい。史記、魏世家によると「文侯受子夏經芸」と記すように、文侯が習得した学芸は孔門の高足、子夏の系譜をもつ、儒家系統の内容である。呂氏春秋卷二十

## 一、察賢篇に、

魏文侯師ト子夏、友田子方、札段干木、国治身逸、天下之賢主豈苦必形愁慮哉、執其要而已矣。とあって、有能な人に国をまかすことが賢主であり、文侯はそれにあたるとする資料からも彼が儒家的態度をもつ君主であることが推察できる。おなし呂氏春秋の卷十六、楽成篇には、

魏攻中山、樂羊將已得中山、還反報文侯、有貴功之色。文侯知之、命主書曰、群臣賓客所獻者、採以進之、主書舉兩篋以進、令將軍視之、書盡難攻中山之事也。將軍還走北面再拜曰、中山之舉非臣之力、君之功也。當此時也論士殆之日幾矣、中山之不取也奚宜二篋哉、一寸而亡矣、文侯賢主也、而猶若此……。

とあり、功賞を求めようとする樂羊を知識人らしく抑制している。そして個人的性格としては、

魏文侯与虞人期獵、明日会天疾風、左右止、文侯不聽曰、不可以風疾之故而失信、吾不為也。遂自驅車往犯風而龍虞人。（韓非子卷十一、外儲說左）

とあるよう信義を重んずる点が特徴としてみとめられる。右のようにみてみると、文侯は本来、伝統主義的な君主であるとおもわれる所以であるが、戦時下の君主として富國強兵の実をあげねばならぬ必要性にも迫られていたのであり、伝統と革新のはざまでたたされていたことも忘れてはならぬ点である。文侯二十五年の丞相任命にさいしてみせた文侯の態度はこの矛盾を物語る一例であろう。史記、魏世家に、

魏文侯謂李克曰、先生嘗教寡人曰、家貧則思良妻、國亂則思良相。今所置非成則璜、二子何如。

と季成・翟璜のどちらが相に良いかを問うた文章がある。この諮問に李克は「卑なる者は尊を謀らず、疏なる者は

戚を謀らず」と逃げている。ここにみる文侯の動搖はさきにあげた二派の政治的集団が力量の上で接近していることを物語ると同時に、宗族員の季成（魏成子）を文侯が選んだのはなお、その伝統的思想のためであろう。選に洩れた翟璜はきわめて不満であったようで、

李克趨而出、遇翟璜之家。翟璜曰、今者聞君召先生而ト相、果誰為之、李克曰、魏成子為相矣。翟璜忿然作色曰、以耳目之所覩記、臣何負於魏成子。而河之守臣之所進也、君內以鄰為憂、臣進西門豹、君謀欲伐中山、臣進樂羊、中山既拔無使守之、臣進先生、君之子無傳、臣進屈侯鮒、臣何以負於魏成子。

と李克と論議して、その不当を訴えるのである。克の答弁は次のようなものであった。

李克曰、且子之言克於子之君者、豈將比周以求大官哉、君問而置相、非成則璜二子何如。克對曰、君不察故也……何待克哉、是以知魏成子之為相也、且子安得與魏成子比乎。魏成子以食祿千鐘、什九在外、什一在內、是以東得卜子夏・田子方・段干木、此三人者、君皆師之。子之所進五人者、君皆臣之、子惡得魏成子比也。翟璜逡巡再拜曰、璜鄙人也、失對、願卒為弟子。

すなわち、魏成子は封邑の食祿千鐘のうちの九割を提供して、君主の師ト子夏以下の三名を薦めた。しかるに翟璜は五人の有能な人材をあげたけれども、それは臣としてであつて比較にならぬという。のちの資料、塩鉄論卷二、刺権篇にも、

……故君子之仕行其義、非樂其勢也。受祿以潤賢、非私其利。見賢不隱、食祿不專。此公叔之所以為文、魏成子所以為賢也。

とある魏成子評価は季克と軌を一にしている。呂氏春秋卷十九、舉難篇には、

魏文侯弟曰季成、友曰翟璜。文侯欲相之而未能決以問季克、季克對曰、君欲置相則問樂騰与王孫苟端孰賢。文侯曰善、以王孫苟端而不肖、翟璜進之。以樂騰為貴、季成進之、故相季成。

とあって推薦を得た人の賢不肖の差が璜と季成の優劣判断になつてゐる。

たださきにみた師と臣との推薦はどう違うのかが明らかにならぬと季成の相となつた根拠がもう一つ鮮明でないとも思われる。師にたいして君主のとる態度は史記、魏世家に、「過其閭、未嘗不軾也」という点に示されてゐる。乗車する君主が敬礼をおこなつたのである。その理由について同書に、

(段干)木晉人也、守道不仕。魏文侯欲見、造其門、干木踰牆避之。文侯以客礼待之、出過其閭而軾、其僕曰、君何軾曰、段干木賢者也、不趨勢利、懷君子之道、隱處窮巷、声馳千里。吾家得勿軾、干木先乎德、寡人先乎勢、干木富於義、寡人富於財、勢不若德貴、財不若義高、又請為相不肯。後卑己固請、見與語、文侯立倦、不敢息。

とあるように、段干木のもつ徳義の価値が君主のもつ勢・財にまさるという点にあり、相位をも辞退するという君子だからこそ、礼を払わるべきであるといふ。これにたいして、呂氏春秋卷十五、下賢篇に、

魏文侯見段干木、立倦不敢息、及見翟璜踞於堂、而與之言、翟璜不悅。文侯曰、段干木官之則不肯、祿之則不受、今汝欲官則相至、欲祿則上卿至、既受吾賞、又責吾礼、無乃難乎。

とあるよう、官禄を受けた者は敬礼を払うに価せぬといふ。<sup>(2)</sup>右文を「故賢主之畜人也不肯受美者、其礼之」

と結んでいるのはこのことを指すのではないか。文侯が翟璜を斥けて魏成子を選んだのはまさにその価値感が伝統的に維持されてきているからである。

さきに引いた呂氏春秋、拳難篇では「……友曰翟璜、文侯欲相之」と記され、「之」＝翟璜とする、文侯は魏の現況から璜を相にしようとする気持もあったわけで、それは自らの思想的立場を越える現実対応であつたとおもわれる。このようにみると、文侯は孔門の教義に固執するだけではなく、現実的政治の必要に応ずるだけの柔軟性をもつ人物ではあるまいか。史記、魏世家で司馬遷は、

秦嘗欲伐魏。或曰魏君賢人是礼、国人称仁、上下和合未可図也。文侯由此得譽於諸侯。(同書、文侯二十五年条)  
と記した。魏国は階級分裂せず、共同体的安定性のなかにいるとしている。「或」人の説を採っているのである。われわれが文侯像を画いたときとほぼ同様の把えかたである。しかしながら、淮南子・修務訓には、

秦將起兵伐魏。司馬庚諫曰、段干木賢者、其君礼之、天下莫不知、諸侯莫不聞、拳兵伐之、無乃妨於義乎。於是、秦乃偃兵、輟不攻魏。干木闔門不出以安秦魏。

とあって史記に近いけれども、呂氏春秋、期賢篇では、

秦興兵欲攻魏。司馬唐諫秦君曰、段干木賢者也、而魏礼之、天下莫不聞、無乃不可加兵乎。秦君以為然、乃按兵輒不敢攻之。魏文侯可謂善用兵矣。

とあり、文侯が賢者を礼遇したのは用兵術を心得たもの、つまり作為とみていいのである。たしかに文侯にはかかる二面性があるので、評者によつて異なる人物像が映しだされるが、すでにみたように、魏国では過渡期の矛盾

が進行しており、文侯は現実と理念の矛盾のなかに立ったため、その事に当つての処理は評者の視角によつて二つの像を結ぶ結果になるのである。

ここで文侯十三年の時点にまで戻つてみると、史記、魏世家に、

使子擊畱繁麗、出其民。

とあり、同十七年には、

伐中山、使子擊守之、趙倉唐傅之。（同前）

とみえるように、文侯は太子の擊を中山に移してゐるのを知る。このことについて、新序卷一に、

魏文侯与士大夫坐問曰、寡人何如君也。群臣皆曰、君仁君也。次至翟璜曰、君非仁君也、曰子何以言之。対曰君伐中山不以封君之弟、而以封君之長子、臣以此知君之非仁君。文侯怒而逐翟璜、璜起而出。次至任座、文侯問寡人何如君也。任座對曰君仁君也、曰子何以言之。対曰臣聞之、其君仁者、其臣直、向翟璜之言直臣、是以知君仁君也。文侯曰善、復召翟璜入拜為上卿。

とみえ、中山に魏成子を封すべきなのに太子擊をあてたのは道理に外れないと翟璜は諫めるのである。文侯十七年の記録に太子擊のこととして、

子擊逢文侯之師田子方於朝歌、引車避、下謁、田子方不為禮。子擊因問曰、富貴者驕人乎、且貧賤者驕人乎。子方曰、亦貧賤者驕人耳、夫諸侯而驕人則失其國、大夫而驕人則失其家、貧賤者行不合、言不用、則去之楚越、若脫蠟、然柰何其同之哉、子擊不擇而去。（史記、魏世家）

とあるが、ここで師友集團の田子方と太子擊が衝突しているのをみる。すなむち中央政府では翟璜が子擊を支持し、魏成子を排しようとする動きを示しており、他方では成子派である田子方と子擊とが鞠あてしているのであって、文侯政権を成す二つの集團が指導権をめぐって激しく角逐しているさまをうかがわせる。韓詩外伝卷八に、

魏文侯有子曰、擊。次曰訴、訴少而立以嗣。封擊中山、三年莫往来。

とあるところからみると、中山に擊を封じたのは次子の訴を太子としたからであることがわかる。つまり、擊・翟璜が臣僚派とでも言えるグループで、訴・成子・田子方が師友派を成してそれと対抗していたのである。この形勢は文侯二十年頃までは大きく変化しなかつたと思うが、臣僚派の抬頭は翟璜の有力化のなかにうかがうことができるようである。この結果が次の説話に表現されているように感ぜられる。説苑卷十二、奉使篇に、

魏文侯封太子擊於中山、三年使不往来。舍人趙倉唐進稱曰、為人子三年不聞父問、不可謂孝、為人父三年不問子、不可謂慈君、何不遣人使大国乎。太子曰願之久矣、未得可使者。倉唐曰、臣願奉使、侯何嗜好、太子曰侯嗜晨鳧、好北犬。於是乃遣倉唐……至上謁、曰慈子擊之使者不敢當大夫之朝請、以燕間奉晨鳧敬獻庖厨……文侯悅曰擊愛我、知吾所嗜、知吾所好。召倉唐而見之曰、擊無恙乎。倉唐曰唯唯、如是者三、乃曰君出太子而封之國君、名之非礼也。文侯悚然、為之變容問曰子之君無恙乎……文侯顧指左右曰子君長孰與是。倉唐曰、禮擬人必於其倫、諸侯配偶、無所擬之。曰長大孰與寡人、倉唐曰君賜之外府之裘、則能勝之……文侯曰子之君怨乎、倉唐曰不敢時思耳……文侯於是遣倉唐、賜太子衣一襲……太子起拜受賜、發篋視衣、尽顛倒。太子曰趣早駕、君侯召擊也。倉唐曰、臣來時不受命、太子曰君侯賜擊衣、不以為寒也、欲召擊、無誰與謀、故勑子以雞鳴

時至、詩曰東方未明、顛倒衣裳、顛之倒之、白公召之。遂西至謁。文侯大喜、乃置酒而称曰、夫遠賢而近所愛、非社稷之長策也。乃出少子擊封中山、而復太子擊、故曰欲知其子視其友……。

とみえるのである。社稷のために擊を復位させたとか「趙倉唐一使而文侯為慈父、而擊為孝子」（説苑、結尾の一句）とかの理由もいくぶんあるとは思うが、復位には翟璜らの強い運動があり、それが穩ったとみるのが妥当であろう。復位の年代は明瞭でないが、「今汝欲官則相位、欲祿則上卿至」（呂覽、下賢・史記正義）と璜が相・上卿となつた記事がすでにみた新序卷一の「上卿の祿」と照合するとすれば太子復位と、翟丞相就任とは二十年～二十五年の頃に相い伴つて成立した可能性が高い。

以上、文侯政権は君主の伝統主義尊重により、師友集團を重んずる姿勢がみられるけれども、魏國をとりまく国際關係の緊張は富國強兵策を必至とするので、臣僚集團に現実政策を委ねざるを得なかつた。翟璜を中心とする臣僚たちは、経済・軍事に堪能な人材であり、政権内においてその人達の占める比重は次第に大きくなつて行つた。

文侯二十年頃までは師友集團の指導権は確保されていたが、それをしてみると、太子の復帰、翟璜の相位就任と臣僚派の指導権がやや安定するのである。封建勢力を抑えて官僚制が成長したと言えよう。

## II 文侯期の師友集團

文侯政権は師友・臣僚両集團を構成要素としていたが、本章では二十年頃まで指導権をもつていた師友集團について考察しよう。

まず子夏については洪邁が、

子夏少於孔子四十四歳、孔子卒時子夏二十八矣。是時、周敬王四十一年、後至威烈王二十三年、魏始為侯、去孔子卒時七十五年、文侯為大夫、二十二年而為侯。又十六年而卒、姑以始侯之歲計之、則子夏已百三歳矣。方為諸侯師。

と年齢について考証しており、梁玉繩も、

以有道之士享上寿、理之常、何足為疑。且又安知文侯之師子夏不在、初即位之時乎。子夏与文侯問答、戴于礼經、受經為師、見于書伝。即諸子皆述之、豈尽不可為典拠哉。

と言つて子夏の在世を言う。ただこの高齢では現実の政策を論ずるということはありえなかつたであろう。文侯としては知名の学者を招いて他国の侵略を避けようという意図も或は持つていたかも知れない。

次に文侯の師・友と称せられる田子方がいる。彼は淮南子卷十八、人間訓に、

田子方見老馬於通、喟然有志焉、以問其御曰此何馬也。其御曰此故公家畜也、老寵而不為用、出鬻之。田子方曰少而貧、其力老而棄其身、仁者弗為也、束帛以贖之。寵武聞之知所歸心矣……故田子方隱一老馬而魏國戴之。

とある挿話から知られるように仁者と称せられる人物である。新序卷四に、

公季成謂魏文侯曰、田子方雖賢人、然而非有士之君也、君常与之斎礼、仮有賢於子方、君又何以加之。文侯曰如子方者非成所得議也、子方仁人也。仁人也者国之宝也、智士也者国之器也、博通之士也者国之尊也、故国有

仁則群臣不爭、国有智士則無四隣諸侯之患、國有博通之士則人主尊、固非成之所議也。公季成自退於郊三日請罪。

とあるように文侯は田子方が仁人であり国宝であると言つて、封君でない点を低く評する季成の見解を批判した。そしてこの仁者の存在は「群臣不争」の効果をあげるものとみなしている。文侯が師友に期待する実益はこの「不争」つまり国家間の争い、国内群臣の争いを抑止する作用なのである。師友の役割は封建派と官僚派の調整にもつたようである。韓詩外伝卷九に、

田子方之魏、魏太子從車百乘而迎之郊。太子再拜謁田子方、田子方不下車。太子不說曰敢問何如則可以驕人矣。田子方曰吾聞以天下驕人而亡者有矣。由此觀之、則貧賤可以驕人矣、夫志不得則授履、而適秦楚耳、安往而不得貧賤乎。於是太子再拜而後退、田子方遂不下車。

とあるように君主に貴重されたこの師友はその「志を得ぬ」ばかりには自由にそのもとを離れうるわけで、臣僚でない故に太子に敬礼する必要もないと自負していたさまがみてとれる。右資料は史記、魏世家文侯十七年条の挿話と同巧異曲であるが、このような君と師友の関係を語る例は別に、説苑卷十、敬慎篇にもみられる。すなわち、

田子方侍魏文侯坐、太子擊趨入見、賓客・群臣皆起、田子方独不起、文侯有不說之色、太子亦然。田子方称曰為子起歟、無如礼何。不為子起歟、無如罪何、諸為子誦、楚恭王之為太子也将出之雲夢、遇大夫工尹、工尹遂趨避家人之門中、太子下車、從之家人之門中、曰子大夫何為其若是、吾聞之、敬其父者不兼其子、兼其子者不祥莫大焉、子大夫何為其若走。工尹曰向吾望見子之面、今而後記子之心、審如此、汝将何之。文侯曰善、太子

擊前誦恭王之言、誦三遍而請習之。

とある。太子入朝に起立しなかった理由は「その父を敬する者はその子を兼ねず」という經義にあり、礼に反する行為をしないという田子方の思想にもとづく。ただ起立しないのは法・臣僚の守るべき約には反すると自認するが、それを無視することのできるのが師友なる所以であろう。

以上、子夏・田子方に加えて先述した段干木らの構成する集団は師・友また或ときは客と呼ばれて君主に礼遇された政治顧問たちであったことがわかる。彼らは礼を行ふ行為基準としており、その意志が君主に容れられぬときはその関係を自由に離脱することができる。それゆえ、彼らは「臣」従するものではなく、広い意味での、君主の私客であるが、のちの時代にみるような私的顧問ではなくて、廷に出て公議に列していたことは説苑敬慎篇の引用文からもうかがえるであろう。従つて、文侯の時に官僚制度はなお完成しておらず、家父長的君主による支配といふ要素がなお強かつたことを物語つてゐる。

### III 文侯期の臣僚集団

のちの官僚にあたる臣僚集団の中心は翟璜であったことはすでにみたが、李克はそのメンバー中の有力人物である。彼は子夏に学んだと同時に、季成を相とする文侯に異議をもたなかつた点からみて、儒家系の思想をもつ人であることは確かであるが、それにもまして現実に対応する姿勢をつよく持つていたとおもわれる。その政治主張は説苑卷七、政理篇に、

魏文侯問李克曰、為國如何。對曰臣聞為國之道、食有勞而祿有功、使有能而賞必行、罰必當。文侯曰吾賞罰皆當、而民不與何也。對曰其国有淫民乎、臣聞之曰奪淫民之祿、以來四方之士、其父有功而祿、其子無功而食之、出則乘車馬、衣美裘以為榮華、入則備竽瑟鑑石之声、而安其子女之樂、以亂鄉曲之教。如此者奪其祿以來四方之士、此之謂奪淫民也。

とあり、また同書卷二十、反質篇に、

魏文侯問李克曰、刑罰之源安生。李克曰生於姦邪淫佚之行、凡姦邪之心飢寒而起、淫佚者久飢之讒也、彫文刻鏤、害農事者也、錦繡纂組傷女工者也、農事害則飢之本也、女工傷則寒之原也、飢寒並至而能不為姦邪者未之有也、男女飾美以相矜、而能無淫佚者未嘗有也。故上不禁技巧則國貧、民侈、國貧窮者為姦邪、而富足者為淫佚、則驅民而為邪也、咸以為邪、因以法隨誅之、不赦其罪、則是為民設陷也、刑罰之起有原、人主不塞其本而替其末、傷國之道乎。文侯曰善、以為法服也。

とある。前者は国を治める方法を問うたもので李克は功劳に対しても食祿を給し、賞罰を明らかにする点を強調する。つまり世襲の封祿を廃して、それで有能の士を招来せよというのである。後者は国に貧富の差を生ずるとき、姦邪・淫佚がおこるから、君主はその本を尊び末を抑える必要があると抑商政策をすすめている。そしてその延長線上に李克の『法經』が位置を占める。克の政治の基礎はつまるところ重農主義であるが、それは漢書食貨志に、陵夷至於戰國、貴詐力而賤仁義、先富有而後礼讓。是時、李悝為魏文侯作尽地力之教、以為地方百里、提封九万頃、除山澤邑居、參分去一、為田六百万畝治田勤謹、則畝益三升、不勤則損亦如之、地方百里之增減、輒為

粟百八十万石矣。又曰糴甚貴傷民、甚賤傷農、民傷則離散、農傷則國貧、故甚貴與賤其傷一也、善為國者使民毋傷、而農益勸。

とあり「治田勤謹」つまり精農が肝要であり、國家はその基礎の上で平糴法をおこなう必要があるといつてゐる。この文にひきつづいて五口百畝の家が年間会計として赤字を出す所以を記しているのは周知のことである。平糴法については同書に、

此農夫所以常困有不勸耕之心、而令糴至於甚貴者也。是故善平糴者必謹觀歲有上中下……其收自四餘四百石、中熟自三余三百石、下熟自倍余百石、小飢則收百石中飢七十石、大飢三十石。故大熟則上斂而舍一、中熟則斂二、下熟則糴一、使民適足、賈平則止、小飢則發小熟之所斂、中飢則發中熟之所斂、大飢則發大熟之所斂、而糴之、故雖遇饑饉水旱、糴不貴而民不散、取有余以補不足也。行之魏國、國以富強。

と詳細を伝えてゐる。張晏の注釈は、

平歲百畝、收百五十石、今大熟四倍、收六百石、計民食終歲長四百石、官糴三百石、此為糴三而舍一也。

という。豊年には穀価が下落し、凶年には上昇するが、その変動にあわせて政府が糴糴により価格を平均して農家生活を安定させる効果を狙うものである。その政策施行にあわせて秩序維持のための法施行を配する。彼の実践的「法」の一例は、「法」の一部は、

韓子云、李悝為魏文侯上地之守、而欲民之善射也。乃下令曰民之有狐疑之訟者、令人射的、中之者勝、不中者不勝。令下而民皆疾習射、日夜不休、及与秦人戰、大敗之、以民之善射故也。

とあるものであるが、民の勝訴の欲求を土台にして習射・強兵策をすすめたことを語っている。李悝の学風を継承した商鞅の法をうける秦律に、

除士吏、発弩嗇夫不如律、及發弩射不中、尉貲一甲。發弩嗇夫射不中、貲二甲、免嗇夫任之……（雲夢睡虎地秦簡・秦律雜抄）

とあるのは先の挿話と共通の側面があろう。

以上、李克<sup>(4)</sup>は学統としては儒家であるが、魏国の現実に対処するなかで、仁義・礼讓よりも詐力・富有という民の欲求に依りながら重農主義を中心をおいた。そして儒家から法家へと転進して行った。斉の管子もまた「衣食足つて礼節を知る」立場で改革を推しすすめたが李克もほぼ同地点から出発して、状況対応的に法家流に移行したとみてよいであろう。

次に河伯の祭の禁庄で著名な西門豹もまた翟璜に抜擢をうけた人材である。彼は鄴令として水利田造成につとめ、富国策に寄与した。史記・魏世家に「鄴に憂あつて西門豹をすすむ」とある「憂」について説明はないが、同書滑稽列伝を参照すれば河伯祭による民の流亡を指すことがわかる。「従来する所久しう」この祭にさいして、民から数百万錢を収めて二・三十万錢を使うだけで、余分は巫祝・三老・延掾で分配していたという。豹はこの地に至るや、主祭の巫・三老を河中に投じ、廷掾・豪長者については陳謝を容れて許した。この果断な措置によつて河伯への畏怖から民を解き放ち、十二渠開鑿の労働力を円滑に集めることに成功したのである。

ところで「従来する所久しう」祭がこの時期に特に民の流亡を生じた理由は豪長者の成長がその基礎に存在した

からであり、そこから出身する廷掾が共同体的保守勢力である巫・三老と癒着して収奪を計つたためである。西門豹は共同体的勢力を排して、豪長者の成長をみとめるが、その勢力を廷掾として官僚制に吸収することで同時に抑制もはかっているのである。淮南子卷十八、人間訓に、

西門豹治鄴、廩無積粟、府無儲錢、庫無甲兵、官無計会。人數言其過於文侯、文侯身行其縣、果若人言。文侯曰翟璜任子、治鄴而大亂、子能道則可、不能將加誅於子。西門豹曰臣聞、王主富民、霸主富武、亡國富庫、今君欲為霸者也。臣故示富積於民、君以為不然、臣請升城鼓之、一鼓、甲兵粟米可立具也。於是乃升城而鼓之、一鼓、民被甲括矢、操兵弓而出、再鼓、負輦粟而至、文侯曰罷之。西門豹曰与民約信、非一日之積也、一舉而欺之、後不可復用也。燕常侵魏入城、臣請北擊之以復侵地、遂舉兵擊燕復地。

とあり、府庫に備蓄のないのは民に富を積んでいるのであり、命令一下、甲兵・粟米が集るてはづである。韓非子卷十二、外儲說左下には

西門豹為鄴令、請剋潔憲、秋毫之端無私利也、而甚簡左右、左右因相與比周而惡之、居期年上計、君取其璽。豹自請曰臣昔者不知所以治鄴、今臣得矣。願請璽復以治鄴、不当、請伏斧鑽之罪。文侯不忍而復與之、豹因重斂百姓、急事左右、期年上計。文侯迎而拜之。豹對曰往年臣為君治鄴、而君奪臣璽、今臣為左右治鄴、而君拜臣、臣不能治矣。遂納璽而去、文侯不受曰、寡人曩不知子、今知矣、願子勉為寡人治之、遂不受。

とある。ここに左右とは鄴の廷掾かとおもわれるが、彼らの私利も抑制して民の安定を計つたから上計は少なかつたのである。そのため職を免ぜられたが、復位後には逆に左右の利を計り、民から収奪を強めて上計を多くし文侯

の敬礼する所となつたといふ。この挿話は河伯祭禁止のあとの鄴統治にかかるもので、豹は廷掾・豪長者を抑制して小農の安定を期したが君主の意を得なかつたといふ事情を察することができる。

次に臣僚派の一員の樂羊についてみよう。彼の履歴は明らかでないが、史記、樂毅列伝に多少の言及がある。すなわち、

樂毅者其先祖曰樂羊、樂羊為魏文侯將、伐取中山、魏文侯封樂羊以靈寿。樂羊死、葬於靈壽、其後子孫因家焉。

とあり、羊が中山を攻略してこの地に封をうけたことは知りうる。同書、魏世家にも、

君謀欲伐中山、臣進樂羊、中山已拔、無使守之、臣進先生。

とある。この羊の人柄を語る挿話が中山攻略にあたつて残された。韓非子卷七、說林上に、

樂羊為魏將而攻中山。其子在中山、中山之君烹其子而遺之羹、樂羊坐於幕下而啜之、尽一杯。文侯謂堵師贊曰、樂羊以我故而食其子之肉、答曰其子而食之、且誰不食、樂羊寵中山、文侯賞其功、而疑其心。

とあり、同様、淮南子卷十八、人間訓に、

魏將樂羊攻中山、其子執在城中、城中烹其子以示樂羊。樂羊曰君臣之義不得以子為私、攻之愈急、中山因烹其子而遺之鼎羹與其首、樂羊循而啜之曰是吾子已、為使者跪而啜三杯。使者歸報中山曰、是伏約死節者也、不可忍也、遂降之。為魏文侯大開地有功、自此之後日以不信。此所謂有功而見疑者也。

とある。子を犠牲にしても君臣の義には代えられぬ立場と親子の情を無視することを非難する立場とがここに対立

している。この挿話に類するものが斉の桓公についても残されている。それは、「易牙という人が主君のために長子を蒸し焼きにして人肉の味を知らしめた。我子を可愛がらぬものはないはずだが、その我子さえ可愛がらぬ者がどうして君を愛しえようか」と言って、管仲が易牙を斥けようとしたといふ話である。これは堵師贊の意見と類似しているが、韓非子、難一篇では、「管仲が桓公に会つて言うことは、法度をわきまえた者の言葉でない。豎刁と易牙を斥ける理由は彼らが我身をも愛さず君の欲望を叶えようとしたことである。管仲は言う。我身すら可愛くない者がどうして君を愛せようかと。然らば臣下で死力を尽してその主人のために働く者があれば管仲はとりたてないであろうし、管仲はこういうのではないか。我身の死力を惜まぬ者がどうして君を愛しようかと。これは君が忠君を退けることを望んでいるようなものである。それに我身を愛せぬからと言って君を愛せぬだろうと推量するすれば、同じ論法で管仲は公子糾のために死ななかつたのであるから、桓公のためにもよう死なぬだろうと推測できる。そうであれば仲もまた退けられねばならない。明君たるの道はそうではなく、民の欲するものを設けて民の働きを期待する。つまり爵禄を設けて奨励する。また民の厭うものを設けて悪事を禁止する……」と論じて管仲の見解を批判する。韓非子の立場からすれば樂羊の行動は許され、賞められることになる。樂羊の臣僚としての立場からいへば当然なのであるが、すでにみたように文侯は礼制に立ち、しかも君主権の確立を計るという管子と同じ立脚点にあつたから、樂羊を真に信じ切れなかつたのである。

吳起もまた臣僚の一員であり、文侯に登用された。史記の列伝によると、彼は衛の富家に育つたが任官に失敗して産を破つた。郷党がこれを嘲笑したので、その三十余人を殺して出郷し、やがて曾子の門に入った。ところが母

の死にあたって帰郷しなかつたので、曾子は彼を「薄」として破門した。「薄」とは人情に薄い意であろう。そして魯に行つたところたまたま斉との戦いがあった。魯は起の兵法に長じるを知つて將に任じようとしたが、妻が斉人であるため躊躇した。起は妻を殺して將となりおおせ、魯の防衛に成功した。しかし「猜忌人也」と魯君に不信をかい、魏文侯のもとに到つたという経緯がある。

吳起が一時的にせよ曾子の門に身を投じたことはいさざか奇異のようにみえるが、韓非子卷十一、外儲説上篇に、吳起について、

吳起出遇人而止之食、故人曰諾、今返而御、吳子曰得公而食。故人至暮不来、起不食待之、明日早令人求故

人、故人來方与之食。

とあり、曾子について、

曾子之妻之市、其子隨之而泣。其母曰女還顧反、為女殺彘、妻適市來、曾子欲捕彘殺之、妻止之曰特與嬰兒戲耳。曾子曰嬰兒非子與戲耳、嬰兒非有知也、得父母而學者也。聽父母之教、令子欺之、是教子欺也、父欺子而不信其母、非以成教也。遂烹彘也。

とある。人との約を守ること、つまり人との間の信義の遵守は両者共通であり、門人となつたのもそのためである。ただ決裂の理由は曾子が親子関係を重視するのにたいして、吳起は母妻・郷党を切り捨て、君臣之義に生きようとした点にあろう。また吳起の人格について李克が「起食而好色」と評したことと、史記に「吳起善用兵、廉平尽能得士心」とある評価は相反するかにみえるが、必しもそうではないとおもう。礼をも尊重した李克は吳起の

行為を目的のために手段を擇ばぬ「貪」なる人物とみたのであるが、史記では起と兵士のかかわりにおける廉平を指摘しているのである。すなわち、「士卒の最下者と衣食を同じうし」「労苦を分ち合う」点が「廉平」にあたるし、

卒有病疽者、起為吮之、卒母聞而哭之。人曰子卒也、而將軍自吮其疽。何哭為。母曰非然也、往年吳公吮其父、其父戰不旋踵遂死於敵。吳公今又吮子、妾不知其死所矣。是以哭之。(史記・孫子吳起列伝)

とあるよう、吳起の卒に対する行為は卒の獻身的奉仕を購うものである。それは兵家としての術でもあろうが、すでにみた吳起の「信」なる人格と深くかかわっているのである。呂氏春秋卷二十六、慎小篇に、

吳起治西河、欲諭其信於民、夜日置表於南門之外、令於邑中曰明日有人、償南門之外表者、仕長大夫。明日晏矣、莫有償表者。民相謂曰此必不信、有一人曰試往償表不得賞而已、何傷。往償表來謁吳起、吳起自見而出仕之長大夫。夜日又復立表、又令於邑人守門爭表、表加植不得所賞。自是之後、民信吳起之賞罰、賞罰信平民、何事而不成、豈獨兵乎。

とある挿話は秦の商鞅のケースと同様であり、信義を基礎に法をおこなう起の姿勢を明示している。ただ吳起の思想は文侯治下では革新的にすぎ、充分能力を發揮できなかつたようである。吳子卷上、國國篇に、

吳起儒服以兵機見魏文侯、文侯曰寡人不好軍旅之事。

と儒服したのは文侯への遠慮であり、また、

昔承桑氏之君修德廢武以滅其國、有扈氏之君恃衆好勇、以喪其社稷。明主鑒茲、必內修文德、外治武備。故當

敵而不進、無至於義矣。僵屍而哀之、無逮於仁矣……立為大將守西河、與諸侯大戰七十六、全勝六十四、余則鈞解、闢土四面、拓地千里、皆起之功也。（同前）

といふのは文徳・武備の両立論であるが、それは起が文徳に妥協したものであろう。武侯時代に入ってからの資料であるが、

魏置相、相田文、吳起不悅、謂田文曰請與子論功、可乎。田文曰可。起曰將三軍使士卒樂死、敵國不敢謀、子孰與起。文曰不如子、起曰治百官親萬民安府庫、子孰與起、文曰不如子、起曰守西河而秦兵不敢東鄉、韓趙賓從、子孰與起、文曰不如子、起曰此三者子皆出吾下、而位加吾上何也。文曰主少國疑、大臣未附、百姓不信、方是之時、屬之於子乎、屬之於我乎。起默然良久曰屬之子矣。文曰此乃吾所以居子之上也。吳起乃自知弗如田文。（史記・孫子吳起列伝）

とあり、呂氏春秋卷十七、執一篇には、

吳起謂商文曰事君果有命矣夫、商文曰何謂也。吳起曰治四境之內、成訓教變習俗、使君臣有義、父子有序、子與我孰賢、商文曰吾不若子。曰今日置質為臣、其主安重、今日积璽辭官、其主安輕、子與我孰賢、商文曰吾不若子。曰士馬成列、馬與人敵人在馬前、援桴一鼓使三軍之士樂死若生、子與我孰賢、商文曰吾不若子。吳起曰三者子皆不吾若也、位則在吾上命也夫事君。商文曰善、子問我、我亦問子、世變主少、群臣相疑、黔首不定、屬之子乎、屬之我乎。吳起默然不對、少選曰与子……。

と起と文の対話を同様に記録している。文尾には「起見其所以長而不見其所短、知其所以賢而不知其所以不肖」と

評して起の一方に偏した見解と行為が身を滅ぼした理由であることを指摘している。魏の状況は「群臣疑・民不定」であつて起の革新策は実施不能であった。そればかりか呂氏春秋、先見篇には、

吳起治西河之外、王錯譖之於魏武侯、武侯使人召之。吳起至於岸内、止車而望西河、泣數行而下。其僕謂吳起曰竊觀公之意、視釁天下若釁驪、今去西河而泣何也。吳起抵泣而應之曰子不識、君知我而使我畢能西河、可以王、今君聽讒人之議而不知我西河之為、秦取不久矣。

とあつて王錯の讒言によつて吳起は失脚するに至る。史記では相・公叔の策謀として相違するが、ともかく、臣僚派のラディカリリスト吳起は魏から逃れざるを得なくなつた。亡命先の楚では悼王の相となり、

明法審令、捐不急之官、廢公族疏遠者、以撫養戰鬪之士……故楚之貴戚尽欲害吳起。及悼王死、宗室大臣作乱而攻吳起。

と念願の改革を実行するが、結局失敗して死ぬのである。淮南子卷十二、道應訓に吳起と屈宜若との対話があるが、そこに、

吳起曰將衰楚國之爵而平其制祿、損其有余而綏其不足、砥礪甲兵、時爭利於天下。屈子曰宜若聞之、昔善治國家者不變其故、不易其常。今子將衰楚國之爵、而平其制爵、……行之者不利、宜若聞之曰怒者逆德也、兵者凶器也、爭者人之所本也。今子陰謀逆德、好用凶器、始人之所本、逆之至也……。

と屈子は「故を変じ常を易える」吳起を批判している。同書秦族訓には、

吳起為楚滅爵祿之令而功臣畔……吳起之用兵也天下之善也……吳起以兵弱楚、習於行陳之事而不知廝戰之權。

とあるように起は政治権力の争奪に長けていないと評しているのである。

以上、文侯政権の一翼をなす臣僚の李克・西門豹・樂羊・吳起をとりあげてみた。西門豹の場合、鄆令の璽を結局はうけず、樂羊も文侯からその心底を疑われ、吳起は亡命に追い込まれるなど臣僚派の運命はいささかならず暗いのである。わずかに李克が身を保つを得るかにみえるが、それは礼節を知る目標での改革論者であつて文侯と対立を生ずる面が少なかつたためである。しかしながら、彼ら臣僚派の努力によつて、農業、水利、軍事に功績をあげたことは確かであり、魏の強勢をみたが、君主・師友集団とそれを支える父兄の構成する宗族的共同体は根強く存続しており、楊寬氏のいうような改革の完成をみるとはできなかつたとおもわれるのであり、それどころか却つて臣僚派の解体に結果する傾向さえみられた。

#### IV 惠王期の政権構造

惠王にさきだつ武侯は文侯の太子・擊であり翟璜らの臣僚集団の支持のもとに君主となつたのであるから、革新政策の継続を予約するかにおもわれる。しかしながら、呂氏春秋卷二十、驕恣篇に、

魏武侯謀事而當、攘臂疾言於庭曰、大夫之慮莫如寡人矣。立有間、再三言、李悝趣進曰、昔者楚莊王謀事而當、有大功、退朝而有憂色。左右曰王有大功、退朝而有憂色、敢問其說。王曰仲虺有言、不穀說之、曰諸侯之德能自為取師者王、能自取友者存、其所挾而莫如己者亡。今以不穀之不肖也、群臣之謀又莫吾及也、我其亡乎、曰此霸王之所憂也、而君独伐之其可乎。武侯曰善。人主之患也不在於自少、而在於自多、自多則辭受、辭

受則原竭、李悝可謂能諫其君矣、堯稱而令武侯益知君人之道。

とあるよう武侯は「自多」なる君主であったようである。淮南子卷十二、道應訓にも、

魏武侯問於李克、吳之所以亡者何也。李克對曰數戰而數勝、武侯曰數戰數勝、國家之福、其独以亡何故也。對曰戰勝則民寵、數勝則主驕、以驕王使寵民而國不亡者天下鮮矣。驕則恣、恣則極慮、上下俱極、吳之亡猶晚、此夫差之所以自剄於干遂也。

と呉国の夫差が憐恣であり、そのため国を亡した例をのべて暗に武侯を批判する対話を示している。注に李克は武侯の相とあり、武侯期に臣僚派の優位も窺われるが、史料不足からする限界がありこれ以上の論及は困難である。

そこで、次に惠王政権はどのような内容であったかをみるとことにしてよう。惠王の即位事情については史記、魏世家に、

初武侯卒也、子營與公仲緩爭為太子。公孫頤……謂韓懿侯曰、魏營得王錯、挾上黨、固半國也。因而除之破魏必矣、不可失也……惠王之所以身不死、國不分者、二家謀不和也。若從一家之謀則魏必分矣。故曰、君終無適子、其國可破也。

とある。嫡子のないため位を争つて魏は二分の危機に陥したのである。勝利を得た魏營すなわち惠王は王錯の支持を得たとあるのが注目される。錯は呉起を斥けた人物であるからである。惠王はこの資料からみて革新派ではなかろう。韓非子卷九、内儲説上篇に、

魏惠王謂ト皮曰、子聞寡人之声聞亦何如焉。對曰臣聞王之慈惠也。王欣然喜曰、然則功且安至。對曰、王之功

至於亡。王曰、慈惠行善也、行之而亡何也。卜皮對曰、夫慈者不忍而患者好与也、不忍則不誅有過、好予則不待有功而賞、有過不罪、無功受賞、雖亡不亦可乎。

とあり、惠王が信賞必罰を行なわぬ点を批判している。卜皮は臣僚の一人であろう。淮南子卷十二、道應訓に、

惠子為惠王國法、已成而示諸先生。先生皆善之、奏之惠王。惠王甚說之、以示翟煎、曰善、惠王曰善可行乎、翟煎曰不可。惠王曰善而不可行何也。翟煎對曰、今夫舉大木者前呼邪許、後必應之、此舉重勸力之歌也。豈無鄭衛激楚之音哉。然而不用者不若是其宜也、治国有礼、不在文弁。

とあり、王・惠子・諸先生の国法支持を翟煎が批判している。ここからも王は師友派に傾いていることが明らかとなる。呂氏春秋卷十八、淫辭篇にも、

惠子為魏惠王為法、為法已成、以示諸民人。民人皆善之、獻之惠王。惠王善之以示翟剪、翟剪曰善也。惠王曰可行耶、翟剪曰不可、惠王曰善而不可行何故。翟剪對曰、今舉大木者前呼輿譎、後亦應之、此其於舉大木者善矣、豈無鄭衛之音哉。然不若此其宜也、夫國亦本之大者也。

と同じ対話が多少、異なる表現で記されている。高誘の註に翟剪は璜の後というから剪も臣僚派であろう。そして惠施の作成した法を「民人」が善としたという点からみると、先生・師友を支える庶民の共同体が依然として残存していたものと思われる。

こうした王のもとに相となつた人物はまず公叔痤である。おそらく惠王九年頃までは彼が就任していたとおもう。彼の立場は史記卷六十八、商君列伝にみられる。すなわち、

鞅少好刑名之学、事魏相公叔痤為中庶子。公叔痤知其賢、未及進、會痤病、魏惠王親往問病曰公叔病、有如不可諱、將柰社稷何。公叔曰瘞之中庶子公孫鞅、年雖少有奇才、願王擧國而聽之、王嘿然。王且去、瘞屏人言曰王即不聽用鞅、必殺之無令出境、王許諾而去。公叔痤召鞅謝曰今者王問可以為相者、我言若、王色不許我……汝可疾去矣、……卒不去、惠王既去而謂左右曰公叔病甚、悲乎欲令寡人以國聽公孫鞅也、豈不悖哉。

とあり、王は鞅推薦を正氣と受けとつていなし、瘞は魏の政治革新を必要とする姿勢をもちながら、王の実行力には期待薄であったのである。この公孫鞅は呂氏春秋卷二十二、無義篇によると、

公孫鞅之居魏也因善公子卬。使人謂公子卬曰凡所為游而欲貴者以公子之故也、今秦令鞅將、魏令公子当之、豈且忍相與戰哉。公子言之公子之主、鞅請亦言之主、而皆寵軍、於是將歸矣。使人謂公子曰歸未有時相見、願与公子坐而相去別也。公子曰諾、魏吏爭之曰不可、公子不聽、遂相與坐、公孫鞅因伏卒與車騎、以取公子卬。

とある。これは後、秦将となつた鞅がかつての情誼を逆用して公子を捕えた話である。かような冷徹な人物を伝統主義にたつ恵王が用いるはずはなかつたわけである。君主と臣僚をつなぐ柔軟性をもつ公叔痤の死とは魏の革新主義への途を杜絶することと同義であつたであろう。説苑卷十七には、

梁相死、惠子欲之梁、渡河而遽墮水中、船人救之、船人曰子欲何之而遽也。曰梁無相、吾欲往相之。船人曰子居船楫之間而困、無我則子死矣、子何能相梁乎。惠子曰子居艘楫之間、則吾不如子、至於安國家全社稷、子之比我蒙蒙如未視之狗耳。

とあり、瘞の死を聞いて後繼に相なしと考え自らその位置に就こうとしたのが惠施であつた。彼の立場は呂氏春秋

卷二十一、愛類篇に凡そうかがい知れる。すなわち、

匡章謂惠子曰公之學去尊、今又王齊王、何其到也。惠子曰今有人於此、欲必擊其愛子之頭、石可以代之。匡章曰公取之代乎、其不与、施取代之、子頭所重也、石所輕也、擊其所輕以免其所重、豈不可哉。匡章曰齊王之所用兵而不休之攻擊人而不止者、其故何也。惠子曰大者可以王、其次可以霸也、今可以王齊王而壽黔首之命、免民之死、是以石代愛子頭也、何為不為。民寒則欲火、暑則欲冰、燥則欲濕、濕則欲燥、寒暑燥濕相反、其於利民一也、利民豈一道哉。當其時而已矣。

とあり、民の欲求に順うために君主に仕えるのだという姿勢をもつ。ここでいう民とは素朴な共同体的な性格のものを指すであろう。この惠施にたいして魏王は、

魏惠王謂惠子曰、上世之有國必賢者也。今寡人實不若先生、願得伝國、惠子辭。王又固請曰寡人莫有之國於此者也、而伝之賢者、民之貪爭之心止矣、欲先生之以此聽寡人也。惠子曰若王之言則施不可而聽矣、王固万乘之主也、以国与人猶尚可、今施布衣也、可以有万乘之国而辞之、此其止貪争之心愈甚也。惠王謂惠子曰古之有国者必賢者也、大受而賢者舜也、是欲惠子之為舜也、夫辞而賢者許由也、是惠子欲為許由也、伝而賢者堯也、是惠王欲為堯也、堯舜許由之作非独传舜而由辞也、他行称此、今無其他而欲為堯舜许由、故惠王布冠而拘于鄆、齐咸王幾弗受、惠子易衣变冠乘輿而走、幾不出于魏境、凡自行不可以奉為必誠。（呂氏春秋卷十八、不屈篇）

と高い評価をあたえ、彼に王位を禅讓する意向さえ示している。惠子が相位を魏に得ようと発念したのは、惠王のこの伝統主義の姿勢に期待したにちがいない。

しかしながら、座のあとを承けついだのは惠子ではなく白圭であつたらしい。韓非子卷十、内儲説下に、白圭相魏王、暴譴相韓。白圭謂暴譴曰子以韓輔我於魏、我以魏得子於韓、臣長用魏、子長用韓。

とあるのは一証である。彼は惠子と意見がちがつた。呂氏春秋卷十八、応言篇には、

白圭謂魏王曰、市丘之鼎以烹雞、多泊之則淡而不可食、少泊之則焦而不熟。然而視之嫋焉美無所可用、惠子之言有似於此。惠子聞之曰不然、使三軍饑而居鼎傍、適為之餽、則莫宜之此鼎矣。白圭聞之曰無所可用者、意者徒加其餧邪、白圭之論自悖、其少魏王大甚、以惠子之言、蟠然美無所可用、是魏王以言無所可用者、為仲父也、是以言無所用者為美也。

とあり、白圭は施の言葉を裝つた美にすぎぬと非難している。彼の相位に就いた経緯は史料に欠けるのであるが、魏の社会状況が実用的政策を求めていたにちがいない。白圭はまた次のように言う。

白圭之中山、中山之王欲留之、白圭固辭、乘輿而去。又之齊、齊王欲留之任、又辭而去。人問其故、曰之二國者皆將亡、所學有五尽。何謂五尽、曰莫之必則信尽矣、莫之譽則名尽矣、莫之愛則親尽矣、行者無糧、居者無食則財盡矣、不能用人、又不能自用則功盡矣、国有此五者無幸必亡。中山・齊皆当之、若使中山之王与齊生聞五尽而更之、則必不亡矣。其患不聞、雖聞之又不信、然則人主之務在乎善聽而已矣。(呂氏春秋卷十六、先識覽篇)すなわち、信・名・親・財・功の五者の欠けた時、国は滅びるといい、五者の実行こそ君主の務であると述べる。信・親は礼に基いている道義であるから、白圭も管仲と類似した立場にあつたのだとおもう。王が白圭を相としたのはこのためであろう。彼の財政政策は、

当魏文侯時、李克務尽地力。而白圭樂觀時變、故人棄我取、人取我与。夫歲孰取穀、予之糸漆、繭出取帛、予之食、太陰在卯、穰。明歲衰惡、至午、旱。明歲美、至酉、穰。明歲衰惡、至子、大旱。明歲美、有水、至卯、積著率歲倍、欲長錢取下穀、長石斗取上種、能薄飲食、忍嗜欲節衣服、与用事僮僕同苦樂。趨時、若猛獸摯鳥之發。故曰吾治生產、猶伊尹・呂尚之謀、孫吳用兵・商鞅行法是也。是故、其智不足与權變、勇不足以決斷、仁不能以取予、彊不能有所守、雖欲學吾術、終不告之矣。蓋天下言治生祖白圭、白圭其有所試矣、能試有所長、非苟而已也。

というものである。白圭が惠王期の人であることは右文の註に姚鼎や張文虎が考証するところで問題はない。「人棄我取、人取我与」は李悝の平羅法の発想に似るが、穀物を買入れする代償に「予之糸漆」と家内手工業の材料を提供し、繭の出るとき、先に与えた糸を紡いで作った帛を収納するが、そのさい政府は民に穀を予えることにする。つまり農業と手工業のローテーションを計るものである。李悝の方法を工業にまで拡げたということであろう。そして、生産の場では家父長が僮僕を使役するが彼らを差別せず、生活には節儉をモットーとする勤儉力行型の労働を勧めている。

しかしながら、相となつた白圭もその方針を充分に貫ぬくことができなかつたのではなかろうか。それは呂氏春秋卷十九、挙難篇に次のような対話がみられるからである。すなわち、

孟嘗君問於白圭曰、魏文侯名過桓公而功不及五伯何也。白圭對曰文侯師子夏、友田子方、敬段干木。此名之所以過桓公也、ト相曰成与璜孰可。此功之所以不及五伯也、相也者百官之長也、折者欲其博也、今折而不去二

人、与用其讎亦遠矣。且師友也者、公可也、叔愛也者、私安也、以私勝公、衰國之政也。然而名号顯榮者三士羽翼之也。

とある。これは文侯論であるが、惠王政権に本質的変化がないとする、文侯批判は同時に惠王批判につながつてゐる。

右にみるとおり、白圭の批判は魏成子登用にあり、王族は君主の私なる者である。しかし師友は公であるとして、璜を用うべきであったといふのである。これは惠王二十八年の「中山君相魏」という王族の相就任とかかわりがあつて白圭＝臣僚派の権力は揺いでいたようにおもわれる。黄式三の註によると、中山国の勢力が強くなつたための措置のように記しているが、これも同様に封建勢力の復活を示すものであろう。しかも三十年には齊との戦いで太子申・龐涓などを失い、中央政府はいよいよ窮境に立つことになったのである。

その危機状態のなかでとられたのが、惠王三十五年の賢人招聘の策であり、そこに国家再建の方法をみいたそうとしたのである。

### 史記、魏世家に、

惠王數被於軍旅、卑礼厚幣、以招賢者。鄒衍・淳于髡・孟軻皆至梁。梁惠王曰寡人不佞、兵三折於外、太子虜、上將死、國以空虛、以羞先君宗廟社稷、寡人甚醜之。叟不遠千里、辱幸至弊邑之廷、將何以利吾國。

とあるのがそれである。惠王の問い合わせは國を利するの策であつたが、孟子は周知のように、君が利を求めるに大丈夫・庶人もこれに習い、上下で利を争つて國が危くなるので、君主の姿勢は仁義を立てることのみであると答えたので

ある。淳于髡という人物は魏をはなれてのち齊に行き稷下の学士として名高いが、新序卷二に、

有稷下先生、喜議政事。鄒忌既為齊相、稷下先生淳于髡之属七十二人、皆輕忌、以謂設以辭、鄒忌不能及、乃相与往見鄒忌。淳于髡之徒礼倨、鄒忌之礼卑、淳于髡等曰狐白之裘補之以弊羊皮、何如。鄒忌曰敬諾、減吏省員使無擾民也。淳于髡以不肖。淳于髡等曰三人共牧一羊、羊不得食、人亦不得息、何如。鄒忌曰敬諾、減吏省員使無擾民也。淳于髡等三称。鄒忌三知之如應響。淳于髡等群屈而去、鄒忌之礼倨、淳于髡等之礼卑。故所以尚干将莫耶者貴其立断也、所以貴驥驥者為其立至也。必且歷日曠久乎。

とあり、相鄒忌と対立して論破されているのを知る。こうして惠王の招聘した賢人は富国強兵策には余り役立たなかつたとおもわれる。

以上、惠王政権も文侯の時と同様、王自身の保守主義と残存する封侯・宗族共同体<sup>11</sup>・百姓・父兄の勢力によつて、登用をみた臣僚派も徹底した革新政策をとり得ず、君主との妥協によつて結局、現状維持に終止する結果におわつてしまつたのであり、政権内の対立する派閥を止揚するに至らなかつたのである。もとより、封国乃至宗族共同体の上に立つ師友派も社会改革の具体策をもたず観念的世界觀を説くばかりで成果は期待できなかつた。三十五年の賢人招請が全く効果なかつたのをみれば、そうした結論もまた誤りとは言えまい。

## V 結びに代えて

文侯・惠王期の魏政権を人的構成を主に考察してきたが、それは君主を核にして師友と称せられる、封君に俸禄

をうけて君主の顧問として廷議に列する人々と、公賦をもととする俸給を君主から受ける臣僚と言つてよい人々との二派から成りたつてることを知ることができた。師友はイデオロギストとでも言えようが、封邑・宗族の崩壊に直面するなかで既成の人間観・価値感をいかに再編するかという考え方たを提示するプランナーであった。師友・先生を「議して治めざる」ものというのはそのことを指すのである。<sup>(7)</sup>

一方、臣僚は君主直轄地を基礎として共同体より析出してくる小農・豪家を把えつつ、その貧富をなるべく抑制して水平化し、君主の庶民支配を実現しようとしたわけである。李克の平羅法も白圭の農・工政策も私有化に伴う不平等化を政策の介入によって抑止しようとするものであり、西門豹の水利田の造成も民の均等な富の所有を意図するものであった。臣僚はこうして「治める」責務をもつため、私有化を経験した民に對してリアルな判断をもたざるを得なかった。すなわち、民は利を追い求め、害を避けようとする習性をもつといふ人間観である。臣僚たちの持つ思想は多様でもやがて自然的に法家的思想に近付いていくのであった。右の両派は政権の公的構成員であり、朝廷にあつたので、その対立は時代のきびしさの背景とあい伴つて、激烈な論争がくりかえされた。君主は國家統治の責任をもつて伝統主義にたちきることができなかつたから、師友に敬意を表しつつも、臣僚の実務能力に期待をかけるという矛盾を内包していた。君主を補佐する役目をもつ相は一方で臣僚の筆頭であるから、同様の矛盾をもつ場合が多かつたが、その位置付けから両派の接点として、国家政策の方向に大きい影響をもつた。惠施が相を狙つて来国したのも自らの思想を実現するのに相の位置は必要であったからである。この相位をめぐる変転が魏でもくりかえされるが、そのなかで王族の相位就任が注目される。これは白圭が論じているように王が「私」

を計るものであつて、臣僚のがわからみると好ましくない措置であった。魏でも惠王の後半期に中山君を相としているのであるが、これは君主・封君・相・師友という系列によつて政権派閥が一本化されることを意味し、久しく抱えていた二派閥の対抗をたち切ることにつながるけれども、君主権強化にはなりえず、むしろ齊民支配方向には逆行するものであつた。しかし、こうした措置はただにこの魏国だけにとどまるのではなくて、戦国の他国においても試みられているのをみると、過渡的権力の矛盾の突破手段として、普遍的な意味をもつっていたのではないかともわれる。齊の場合、田氏の一族孟嘗君が相位につき、趙でも王族の平原君がその地位に長く存在した。その理由は才能や功績によるというわけでなく、「君を以て親戚となす故」（史記、平原君列伝）であるといふ。趙ではすでに武靈王が「大夫悉為臣」（史記、燕世家）とあるように封建制から官僚制への強行的転化を狙つて失敗した経験例をもつてゐるのであり、その実現の困難性の認識のうえで親族の相位就任が実施されているのである。

燕の場合では、燕喚という君主が子之という人物を相にしたうえ、さらに禅譲をおこなつてゐる。子之がどのような思想をもつ人物かよくわからないが、彼に反対してクーデタをおこした太子平が革新的な王（昭王）として父兄に計らず楽毅を登用したことなどをみると、惠王から譲位を計られた惠施と同様の保守的人物であつたのではなかろうか。

魏政権の推移は右の武靈王の路線と燕王喚の路線との中間型を指向しているようである。すなわち、襄王期には張儀を相とし、田需がそれを継ぎ、哀王期に太子が相を兼ねた。安釐王の代には王族の魏齊が、次いで范座が相となつてゐる。惠王後、滅亡に至るまでの魏政権の相位はこうして王族系と臣僚系とが交互に取り合い、対立する立

場を決定的に克服することができなかつたのである。それは封邑の授与が行なわれ、國の制度が廢棄できず、郡県支配が普遍化しなかつたところに基礎的原因があるとおもわれる。こうしてみると楊寬氏がその改革を高く買う文侯の政策も魏国内の封建制の強固な残存によつて、その内側には反撲する要因を数多く抱えていたわけであつて、手放しで完成という評価をあたえることは困難であろう。しかし氏もいうように改革措置は君主所領で実行されたわけで諸国を凌駕する成果をあげたこともまた事実である。

(岡山大学教授)

註

- (1) 文昌書局刊。九〇〇頁参照。
- (2) 封邑の禄で給与する師友は君主の公賦による俸給は受けないが、臣は公賦から俸給をうけるために君主はそれ相当の扱いをしている。そのため礼を君主側から払う必要はないということである。
- (3) 『睡虎地秦簡』人民出版社刊。一九七八。
- (4) 増淵竜夫『中国古代の社会と國家』弘文堂刊。李克は李悝であることの論証がみえる。
- (5) 豊島静英『古代中国におけるアジア的生産様式』『歴史評論』一六六号、拙著『秦漢帝国史研究』第一篇第四章、参照。
- (6) 「左右」は中央政府の「師友」派とも解しえられようが、いまはこのようにみておく。
- (7) 太田幸男「田斉の崩壊」『史海』第二十一・一合併号。太田氏は稷下の学士の役割を政策上申と士の推薦にあるとみられた。そしてその士が官僚となるのであり、家父長的主従関係そのものが君臣関係に発展するものでないと解されるのである。非常に興味深い指摘であり、そうしたケンスもあるうが、私は本稿では封國・宗族共同体に支えられた家父長的主従関係と、共同体分解の中から成立する民（小農・豪長者）を個別に把握する官僚制的君主の対抗こそが戦国期の主要なテーマではないかと考えた。客については別途、論じなくてはならないと思つてゐる。